

令和6年6月 25 日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が伸びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいているが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

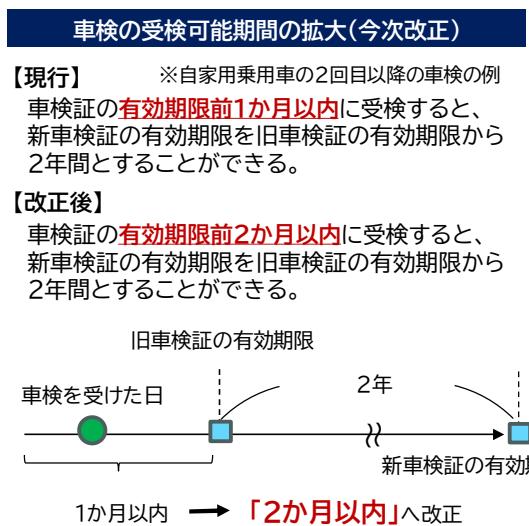
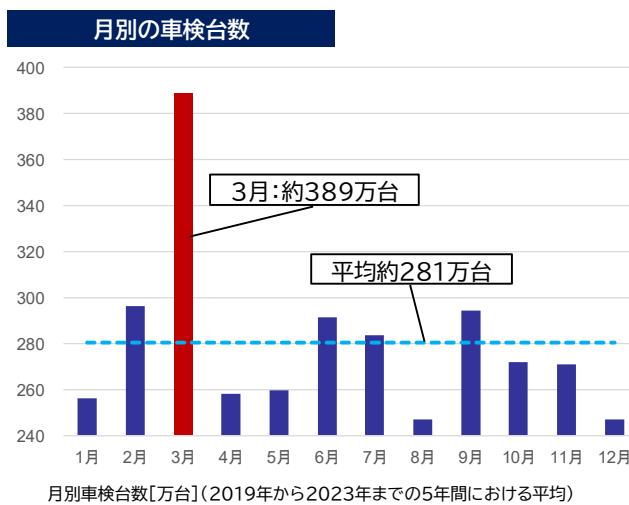
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないことにしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課 本田 (内線 42413) (直通) 03-5253-8599 【車検関係(全般)
保障制度参事官室 上地 (内線 41443) (直通) 03-5253-8582 【自賠責保険関係】

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則 の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「車両法施行規則」という。）第44条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一ヶ月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二ヶ月前以内）と定めているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第44条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一ヶ月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二ヶ月」）と規定しているところ、これを全国一律に「二ヶ月」とする。

（2）自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第11条第4号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第7条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあってはこれを全国一律に「二月」とする。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和6年6月25日

施 行：令和7年4月1日

○国土交通省令第六十七号

(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十六条及び自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第十一條第四号の規定に基づき、道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。)

令和6年6月二十五日

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令

(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。)

第一条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後

改正前

(自動車検査証等の有効期間の起算日)

第四十四条 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する日とする。

ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の二月前から当該期間が満了するまでの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

2 (略)

2 (略)

(自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正)

第二条 自動車損害賠償保障法施行規則(昭和三十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後

改正前

(令第十一條第四号の国土交通省令で定める期間)

第七条 令第十一條第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。

一 道路運送車両法第五十八条第一項の自動車(第三号の自動車を除く。)について定める期間は、次のとおりとする。

は、同法の規定による自動車検査証の有

(令第十一條第四号の国土交通省令で定める期間)

第七条 令第十一條第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。

一 道路運送車両法第五十八条第一項の自動車(第三号の自動車を除く。)について定める期間は、次のとおりとする。

は、同法の規定による自動車検査証の有

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

附則

二・三 (略)

効期間に一月(道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書の規定により継続検査を受けるものにあつては、二月)を加えた期間

効期間に一月(離島(橋又はトンネルによる本土(本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。)との間の交通又は移動が不可能な島をいう。)に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書の規定により継続検査を受けるものにあつては、二月)を加えた期間

が不可能な島をいう。)に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書の規定により継続検査を受けるものにあつては、二月)を加えた期間

二・三 (略)

二・三 (略)